

生前契約(後継引受人有)の仕方と申込書

(後継引受人がいる方の生前申込書です)

生前契約までのプロセスを簡単にご説明いたします。

1. 後継引受人を決める。

自分の亡き後を託す訳ですから、信頼のおける身内の方、又は懇意にしている方にご相談し、承諾を得てください。

※ 後で「後継引受人」の方が変更になってもかまいません。

2. 『生前申込書』に記入・送付。

申込書は当社に直接請求または当ページを印刷して下さい

本人と引受人のお二方で内容に沿って記入してください。

記入後、申込書を(株)バルーン工房宛てに郵送して下さい。

当社に申込書が届き次第、『生前契約書』を郵送いたします。

＜送り先＞ 〒320-0055
栃木県宇都宮市下戸祭2-13-5
(株)バルーン工房 バルーン宇宙葬の会 宛
FAXの場合、028-625-7245

3. 《契約預託金》

- * 生前契約を交わすにあたり証として実施料の一部を「預託金」として55,000円、又は基本実施費用全額(遺骨粉末料込で通常286,000円)をお預かりさせていただきます。ただし、全額を一括でお振込み頂く場合は、22,000円サービスさせて頂き264,000円のお預かりとなります。
 - * 葬送場所が遠方の場合、掛かる経費(交通費・宿泊費等)は、亡き後「後継引受人」から頂くか、契約時に本人からお預かりするか、決めて頂きます。契約時に本人から経費をお預かりする場合は、事前にお見積り致します。
 - * 預託金は後の“バルーン宇宙葬”にすべて充当されます。
 - * 契約後、お客様の都合により契約解除のお申し出があった場合、60日以内は預託金全額を返金し、それ以降の預託解約金は50%をご返金致します。
- ★ご入金された方に、特製のエンディングノートを差し上げます。

4. 『生前契約書』に署名。

本人と引受人の方が内容を確認し、最後に住所・氏名等を署名捺印すること。

契約書は3部作成され、契約者本人・後継引受人・(株)バルーン工房が各1部ずつ保有するものとする。

以上のプロセスを要約いたしますと、下記ようになります。

- ① 「後継引受人」を決めます。
- ② 『生前申込書』に記入し、(株)バルーン工房宛てに郵送又はFAXします。
- ③ 同時に「預託金」として264,000円、または55,000円を指定口座に振り込みます。
- ④ 『生前契約書』3部を作り、署名捺印し3者で各一部ずつ保有します。
- ⑤ 本人及び後継引受人に「証書カード」を発行します。

これで、“バルーン宇宙葬”の契約が成立し、締結内容通りに履行されます。

〈上記料金は全て税込です〉

